

参議院選挙区選挙の政見放送に関する公職選挙法の改正について

改正の趣旨

参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに向いて録画する方式（スタジオ録画方式）に限られ、候補者が自ら録画する方式（持込みビデオ方式）によることはできない。

また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳・字幕の少なくともどちらかは付与できるが、参議院選挙区選挙においては、どちらも付与できない。

→ 喫緊の課題として、参議院選挙区選挙において、持込みビデオ方式を導入することにより、政見放送に手話通訳・字幕を付与できるようにする等できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが必要。

参議院選挙区選挙の政見放送について、持込みビデオ方式を導入する。

ただし、政見放送の品位保持の観点から、衆議院小選挙区選挙において持込みビデオ方式を選択できる候補者届出政党と同様の要件を満たし、かつ、確認団体・推薦団体である政党その他の政治団体の所属候補者・推薦候補者に限り、持込みビデオ方式を選択できることとする（それ以外の候補者は、従来どおりスタジオ録画方式により政見放送を行うことが可能）。

改正の概要

- 1 参議院選挙区選挙において、①所属国会議員が5人以上又は②直近の総選挙若しくは通常選挙における得票率が2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体・推薦団体の所属候補者・推薦候補者の政見の放送については、放送事業者は、その録音・録画した政見又は当該候補者が録音・録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。
- 2 1の候補者は、政令で定める額の範囲内で、1の政見の放送のための録音・録画を無料であることができるものとする。
- 3 改正法は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

以下については、総務大臣が定める実施規程で規定。

- ※1 公営経費に配慮し、持ち込むことができる政見は、候補者1人につき全放送局を通じて1種類とする。
- ※2 【スタジオ録画方式】基幹放送事業者に対して、候補者から日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行うよう申込みがあったときは、当該基幹放送事業者は当該録音又は録画した物を使用して政見放送を行うこととする。
- ※3 【スタジオ録画方式】候補者から申込みがあったときは、日本放送協会及び基幹放送事業者は手話通訳を付して政見を録画するものとする。